

第145号

瓦版 えくれしあ ～ 集いの場 ～



目次

1. シェラトンホテル広島での知的障害者雇用から
2. 江田島技能実習生による殺傷事件裁判を傍聴して 2
3. 技能実習生関連記事から
外国人実習生「あこがれの日本」で失踪 追い詰められ...
” コンビニを外国人実習生の職種に” 協議へ
4. 魯山人の宇宙 - 魂を剝る美が欲しい - 呉市美術館
5. 身近な法律相談会(第10回)のご案内
5. ケラメイコス 李朝人形
6. 本の紹介 マザーテレサ 来て、私の光になりなさい
7. 今月の言葉

シェラトンホテル広島での知的障害者雇用から

新聞広告

政府広報 | 厚生労働省

障害者の雇用促進にご理解・ご協力ください

● 4月から、従業員が100人を超える企業も、障害者雇用納付金制度の対象に。

● 対象の事業主の皆さまは、平成28年度からの申告に向けた準備をお願いします。

詳しくは、高齢・障害・求職者雇用支援機構HPへ

全ての企業は、障害者雇用促進法の定める障害者雇用率で計算した以上の障害者雇用が義務付けられています。障害者雇用率を達成できない場合には、ペナルティーとして障害者雇用納付金を納付する必要があります。この障害者雇用納付金が適用される企業規模がこの4月から200名以上から100名以上の事業所へと変更されますので障害者雇用に向けて取り組まれた企業も少なくないと思います。対象となる障害者は知的障害者、身体障害者そして精神障害者の三障害の内知的障害者と身体障害者が対象となっていますが、精神障害者を雇った場合も同列に扱われることとされています。

しかしハローワークに求人を出して雇用すればいいといった簡単な話ではないといえます。それぞれ障害特性があります。特に知的障害者の場合には導入に当たって受け入れ態勢と支援体制をしっかり整えておく必要があります。シェラトンホテル広島は知的障害者施設を運営している広島市手をつなぐ育成会との連携の下に知的障害者雇用に取り組みました。昨年からの4月の雇用に向けての取り組みの一端を紹介します。

知的障害者の雇用に向けて双方がそれぞれの業務内容を理解するための見学から始まりました。まずシェラトンホテル広島が広島

市手をつなぐ育成会を訪問し、施設の概要またどのような事業を行なっているかの説明と見学を通して知的障害者雇用だけでなくホテルの業務の一部外注も可能ではないかとの感想も聞かれました。またシェラトンホテル広島ではこれまで職員が交代で行っていたバックヤードの清掃を知的障害者雇用によって行おうとしているため清掃場所全てを見学しました。私たち健常者が清

掃る場合には問題とならない部分が知的障害者には問題となること、また業務の状況に応じて変化する現場の状況にどのように対応するか、安全の問題等健常者として気づかない指摘もありましたし、掃除用具としてどのようなものを用意するべきかも当然問題となりました。こうした双方の施設見学を経て具体的な内容、1日の清掃スケジュール作りへと進んでいきました。こうした打合せを進めながら、総支配人以下職員多数が集まる月1回実施されるミーティングの中で広島市手をつなぐ育成会の指導員2名から「障害者雇用に向けて」という題で知的障害者を受け入れるに当たっての注意事項等の説明が行われました。1.障害者雇用の歴史、2.各障害の特徴(発達・精神・知的障害を中心に)、3.知的障害の特性と業務を遂行する上での課題、4.事例(これまで関わった中から)という項目で話がありました。この話の中から知的障害者の受入に関する部分の概略を抜粋します。

話の内容を理解できなかつたり、自分の考えや気持ちを表現することが難しく、コミュニケーションを上手にとれないことがある。

複雑な話や、抽象的な概念(あれ・これ)の理解が不得手な人もいる。

判断したり、見通しをもって考えることが苦手な人もいる。

読み書きや、計算が苦手な人もいる。

困ったことが起きてても、自分から助けを求めることができない人もいる。気持ちを落ち着かせるのが難しい人もいる。

これ等に対する具体的な支援策として、

上記 と に対しては、言われていることが分からなくても「はい」と言ってしまうので具体的に分かり易い言葉で短く、ゆっくり話す。具体的には、

『手伝って』『 をして』、『少し』『分』『分～分まで、時計の6から8まで』、『あれをとって』『固有名詞で』、『適当にやっという』具体的な範囲を支持する。など…。言葉や文字ではなく、身振り(指さし)、絵や写真を活用して手順書を作成する。また理解できたかどうかの確認は『話したことを言ってもらおう』、『実際にやってもらおう』必要があること。また「なかなか言葉が出ない人や一度に離せない人」に対しては、『なぜ?』『何?』という聞き方ではなく、『 と 、どっち』『 するけど、やりたい?やりたくない?』などと具体的な聞き方をする必要があり、ことばが出てこなければ、急がせず、落ち着いて言葉が出るのを待つ必要があることまた保護者との連携が欠かせないことなど細かく説明がなされました。職員の方たちは指導員の話に聞き入り、感想を聞いても受入に前向きな回答が返ってきていました。

採用する者が決まると本人と各セクションの中心となる職員との顔合わせを行ない、その後、清掃箇所を見て回りどのようなことをするか、また各セクションの職員との顔つなぎを進めていきました。この清掃箇所の見学に先立ってシェラトンホテル広島では「入社から退勤まで」というパンフレットを作成しました。

⑨ロッカールームで制服に着替えます。



ぼうし
ポロシャツ
…左胸に名札を
つけます。
黒いズボン

⑩9時まで、待機します。



エスカフェ

または



仮眠室 どちらか さんの落ち着いた部屋で待機してください。

これは通用口の場所 受付での自分の名前(分かり易いよう一番下にある)に を付け エレベーターに乗る …と一日の工程のすべての場面が写真と簡単な解説付きで作成されたものでした。左の写真は出勤してきた時の着替えと始業までの待機場所を説明したページです。

ホテルが一体となり、知的障害者の雇用に取り組まれているのも、ホスピタリティを第一とするホテルならではの対応と言えるかもしれません。ホテルには知的障害者に向けた業務も少なくありませんので、新たな雇用に向けて進んでいけばと思っています。ただ障害者の雇用に当たっては、受入側が相当の努力をする必要がありますし、それを支援する機関との連携が無ければ継続雇用が難しいといえます。始まったばかりで、これから試行錯誤しながら、より良い知的障害者雇用体制が構築されていくことと思います。他の事業所でも広く障害者雇用が進んでいくことを祈っています。

江田島技能実習生による殺傷事件裁判を傍聴して 3

この記事は、2月23日の裁判閉廷後、中国から来られた陳被告のお母さんとお姉さんと話された岡山県華僑華人総会の劉会長さんや働く者の相談室呉の由木さんを始めとした方々の書かれたものを整理したものです。

陳さんは遼寧省阜新市(注1)の出身で家の農業を手伝っており、一時期、北京で2カ月、内蒙古で2カ月トラックの運転手の経験があるが農業以外のことは出来ないと言った状態であった。

大連にある送出し機関に向けて人材あっ旋をしている蘇という女性が技能実習生の募集に応じるよう声をかけてきたので、小学校も中学校も卒業していない事を伝え、「大丈夫」との誘いにのり手続することになった。費用として、まず6000人民元を支払ったが、更に5000人民元、次に1万円の請求を受けた。この15,000人民元についてはお金が無いため蘇さんから15%/年の利率で借金することになった。しかし日中関係の緊張などもあって中止しようと思ったが、蘇さんから「お金は戻らない。貸したお金は支払ってもらおう。」と言われ中止できる状態ではなかったので技能実習生として日本に行かせざるを得なかった。大連にある送出し機関の五環に行くとともに2万人民元を要求されたため家を担保にして、姉と姉の夫を連帯保証人として、さらに借金を重ねることになった。

技能実習生制度に応募するためには、中学を卒業していることと、2年間カキの仕事をしていることまた戸籍が農民ではないことが必須条件だったが、五環は、中学の卒業証明書を偽造し、戸籍を偽造し、大連の水産会社で2年働いたと言う証明書も偽造して息子を技能実習生として日本に送り出した。さらに日本に行く前の3か月間は大連で日本語学習を行っていたが成績は悪く不合格のレベルだった。全てがウソの証明で固められて日本に行くに当たり、五環から「日本に行ったら2人以上で一緒に働く。3回まで仕事を変えることができる。息子には毎月、五環の人が会いに行く。」と家族に説明がされていたが、これも全部ウソの話であった。

こうしたウソに塗り固められた状況で技能実習生として日本に行き、どのような精神的な葛藤があったのかは分からないが、技能実習生期間満了までのあと2カ月を待つことができず悲惨な事件を起こすことになった。

この事件発生後、五環の社長らしき人からお母さんに「マスコミの取材は断るように。出身が農民であることをいわないように、言うとな罪が重くなる。」との電話があったとのこと。

こうしたウソの証明書の工作が出来るのは誰だろうか？ その権力者と通じる輩であり、知能の低い人でも誰でもウソの書類が用意できる可能性のある立場の人である。技能実習生がこれまで殺人事件や逃走また様々な犯罪や問題を惹き起してきているが、これは問題を起こした技能実習生一人一人の問題ではなく、陳さんのお母さんが話してくれた多額の借金の問題や送出し機関の様々な虚言によって技能実習生を押し潰している中国の送出しにかかわる人たちの問題としてとらえなければならない。中国側の責任は重大である。

(注1) 内蒙古自治区に接する内陸に在り、元は牧地だったが、炭田が開発される。「煤海」と称される大型露天掘り鉱山。郊外に、金・元代の古城遺跡や清代創建のラマ教寺院の瑞応寺がある

外国人実習生「あこがれの日本」で失踪 追い詰められ...

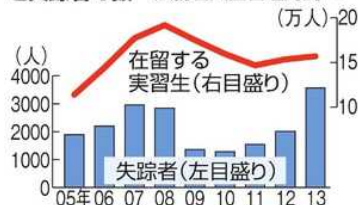
旗智広太、奥村智司 2015年3月8日 17時04分 朝日新聞デジタル

福岡地裁の公判で中国人女性が提出した上申書。

日本語で「真面目に仕事をしたかった」などと記されている



国内に在留する実習生(研修生含む)と失踪者の数 法務省入国管理局調べ



働きながら技能を学ぶ外国人技能実習生が行方不明になるケースが増えている。警察への届け出は2014年、過去最多だった13年をさらに更新する勢い。農業実習生として熊本県に来た中国人女性の場合、別の場所で働いていて警察に摘発され、帰国を余儀なくされた。なぜ、女性は追い詰められたのか。

緩やかな丘に畑が広がる地区に、養鶏場だった建物がある。熊本県合志市。一昨年夏まで、中国人女性(当時24)が農業実習生として働いていた。

関係者の話や法廷での証言などによると、女性は東北部にある遼寧省のトウモロコシ農家の出身。中学を中退後、弟の学費や家族の生活費を稼ぐためにレストランで働いた。だが、家計は苦しかった。そんなときに実習生の制度を知り、日本へのあこがれもあって興味を抱いた。

「3年働けばもとが取れる」。現地の仲介業者にこう言われたという。保証金として5万元(約95万円)を借り、自己都合で3年以内に帰国した際には20万元(約380万円)の違約金を払う契約も結んだ。2012年8月、鶏の飼育などができる養鶏業の実習生の資格で来日した。

ところが、現実とは違った。作業は、「資格外」の卵のパック詰め。月の手取りは時間外労働を除けば約7万円。未明まで残業のときもあったが、日本語の勉強をしながら働いた。

9カ月後、労働基準監督署の調査で資格外作業が発覚し、養鶏場で働けなくなった。実習生の受け入れの仲介などをする監理団体の寮でいったん過ごしたが、この団体も別の不正行為がきっかけで営業停止に。「稼ぎがないまま帰国すると借金や違約金が残る」と思い、昨年2月ごろに寮を出た。つてを頼って

熊本県八代市内でホステスとして働いた。

同6月、女性は同県警に出入国管理法違反(資格外労働)容疑で逮捕された。同9月、熊本地裁で罰金刑の判決を受け、退去強制命令が出た。さらに、收容されている間に帰国への不安から床に頭を打ち付けて自殺を図った。止めに入った入管職員にけがをさせたとして公務執行妨害などの容疑で逮捕され、福岡地裁で執行猶予付きの有罪判決を受け、昨年未だに帰国した。

「だまされた気がします」。女性は熊本地裁の公判で語った。同地裁判決は、技能実習生の受け入れや送り出しの体制について「問題があったことは否定できない」と指摘した。福岡地裁の公判では、女性が自ら日本語で記した上申書を提出。日本語で「日本が好きで来た。真面目に仕事をしたかった」と悔しさをにじませた。

女性が中国側の仲介者に払ったとされる保証金や違約金は、実習生の入国許可などを規定する出入国管理法の関係省令で禁止されている。女性を受け入れた監理団体の関係者は、女性が中国で払ったとしていることについて「知らない。借金をしてまで来る理由がありますか」と朝日新聞の取材に対して話した。

女性を支援してきた「コムスタカ 外国人と共に生きる会」(熊本市)の中島真一郎代表は指摘する。「女性は人身取引の被害者として保護されるべきだ」

(「雇用の調整弁にされている」

法務省入国管理局によると、2013年に行方不明の報告が事業所から寄せられた技能実習生(旧制度の研修生を含む)は3567人で、前年から1560人増えた。全国の警察に失踪の届け出があった数も13年が2458人と最多(警察庁調べ)。14年上半期は1717人に上り、前年同期を上回る。中国人が過半数で、ベトナム人やネパール人などが続く。

入管などによると、高賃金を求めて都市部の建設現場や工場などに移るケースが目立つ。ブローカーを介することが多いが、携帯電話などを使って実習生の仲間や同じ国の在留者から職場の情報を得ることもあるという。難民認定の申請から半年で就労が許可される制度を利用し、実習先を抜け出して難民認定を申請するケースも判明している。

決められた受け入れ先以外での労働は、出入国管理法違反の資格外活動にあたる。実習期間が過ぎるか失踪で在留資格が取り消されれば不法滞在にも問われる。

行方不明者が増える背景には、労働環境が来日前に聞かされたものと違ったり劣悪だったりすることがある。「外国人技能実習生問題弁護士連絡会」共同代表の小野寺信勝弁護士(札幌弁護士会)は「単純労働者として雇用の調整弁にされている」。3年の期間中は転職もできず、帰国もしづらいため、事業者には「扱いやすい」存在だという。高い寮費や手数料を取られた上に厳しい労働をさせられたり残業代などが払われなかったりするケースも問題化している。

こうした中でも、事業者の実習生への依存は強まるばかりだ。トマト産地の八代市で、4人の中国人実習生を受け入れる60代の農家の男性は「本当に助かる。この制度がなくなったら八代のトマトは終わり」と語る。働き手がみつからないため、男性は10年前から受け入れを始めたが、トラブルに見舞われたことはなく、「制度がなくなれば規模を縮小せざるを得ない」と心配する。

現行制度では、中小企業の団体や商工会、農協、漁協などが監理団体として受け入れの調整や仲介をする。政府は6日、監理団体などの許認可を担い、実習生への人権侵害などをチェックする「外国人技能実習機構」の新設のほか、受け入れ期間の延長(最長3年から5年へ)や対象職種の追加などの拡充策を盛り込んだ法整備について閣議決定した。今国会での成立と15年度中の施行を目指す。(籾智広太、奥村智司)

人手不足が背景、政府は枠を広げて

技能実習制度に詳しい法政大の上林千恵子教授(産業社会学)の話 実習生が失踪する背景には、不法就労であっても雇用を確保したいほどの人手不足に陥っている職域の存在がある。人手不足の解消が解決への道だ。日本では現在、外国人労働者を受け入れる手段は技能実習制度しかない。政府が検討しているように、受け入れ期間の延長や受け入れる職種の拡大などで枠を広げるのが合理的な選択肢だ。

制度廃止し、人権確保した新たな仕組みを

技能実習生の人権問題に取り組む指宿昭一弁護士の話 一番の問題は実習生が仕事を变えられないこと。資格外労働をさせられたりした実習生が告発しても、新たな受け手が見つからずに帰国せざるを得なくなる。違約金や保証金は国内法で禁止されても続いている。実習生制度を廃止し、政府間で労働力のマッチングができるような仕組みを作るべきだ。普通の労働者と同じように、きちんと人権を確保することが必要だ。

外国人技能実習制度 1993年に始まり、農業、漁業、紡績など約70の職種が対象。法務省入国管理局によると、実習生らの数は2008年の約19万人がピークで、景気の落ち込みなどで一時は減ったが、再び増えて13年は約15万7千人。人権侵害などの報告が相次ぎ、10年の改正入管法施行で実習生を保護する対策がある程度強化された。

” コンビニを外国人実習生の職種に” 協議へ

N H K NEWSweb2015年(平成27年)3月26日[木曜日]

コンビニエンスストア業界の海外展開を後押ししようと、経済産業省は外国人スタッフが日本で働きながら技術を学ぶ「外国人技能実習制度」の対象にコンビニの店舗運営に関する職種を加えるよう関係省庁と協議を進めていくことになりました。

経済産業省によりますと、日本のコンビニ各社はアジアで合わせて1万店余りを運営していますが、各社は今後の海外展開を強化するには売り上げや在庫の管理など、日本の店舗運営を学んだ現地の外国人スタッフが欠かせないとしています。

このため経済産業省は、コンビニ各社と検討を進めた結果、発展途上国の人材育成を主な目的としている「外国人技能実習制度」の対象にコンビニの「店舗運営管理」という職種を新たに加えるよう、厚生労働省や法務省と協議を進めていくことになりました。

経済産業省は、実習生としての受け入れはコンビニ各社の海外展開を後押しするだけでなく、発展途上国の流通業の発展にも貢献できるとしています。

ただ「外国人技能実習制度」を国内のコンビニの人手不足を補う目的に利用するのではないかという批判も予想されることから、経済産業省は、実習生が日本で学んだことを帰国後に実務にいかしているか、検証する方法などをコンビニ各社と検討することにしています。

コンビニ業界は残業代や社会保険の適用など問題の多い業界ではないでしょうか。また日本語ができず、お金を扱い、小さな商品が無数にある職場です。残業代等でトラブルを起こせば「盗みをしている」と難癖をつけられかねないとも言えません。この記事の内容からいえば「技能実習」よりも「研修」と言う在留資格の方がいいのではないのでしょうか。

魯山人の宇宙 - 魂を剝る美が欲しい -

呉市美術館 2015年4月18日(土) 5月31日(日)



【関連イベント】

学芸員によるギャラリートーク

日時：4/18(土)、4/29(水・祝)
各14:00~

対象：特別展入場者

定員：無

陶器市

日時：5/2(土)、5/6(水・振休)

会場：呉市美術館1回ホール

呉市周辺で作陶する個人作家の陶器市。特別展観覧者を対象に販売。

記念茶会 - 至高の和菓子とともに -

呈茶：清水ヶ丘高等学校茶道部(裏千家)

日時：5/10(日) 10:30~15:30

茶席料：150円 先着：120人

講演会「魯山人のいきざま」

日時：5/17(日) 14:00~15:30

講師：北大路泰嗣氏(陶芸家・魯山人の孫)

定員：60人 当日受付は先着順

ケラメイコス



李朝の木偶や民画など眺めていると間の抜けたというかお
おらかというかほほえましい雰囲気につられてつついのん
びりした気分になり眺めてします。その他木製の水を飲むた
めの小さな器なども気になって一つはと思いながらもなか
な縁が無いまま見過ごしています。たまたま左の小さな李朝
人形が手に入りました。入札が無いまま繰り返し出品されて
いるのを応札することもなく横目で眺めているうちに札を入
れてしまいました。幸い競争相手もいないまま手に入りました。
この手の人形が出ると数名が競い合って手の届かないと
ころまで行っていたのを想うと拍子抜けしてしまいました。

ここ数年 6CM 前後の小さなお人形さんに関心を持っていま
すがサイズを限定してしまうとなかなか気に入ったものに出
会うことが少なくなってしまいます。この李朝人形は 5 cm と 4 cm のものです。出品者の記事
には「なんともかわいらしいとぼけた味が最高の李朝の白磁陶人 2 体セットです！高さ 5cm と 4cm。
拱手した官人に使える使用人の姿を現しています。高位の人物の埋葬時に、その死後の世界に仕えるた
めの俑として作られたもので、古代エジプトや中国にもある習慣です」とあります。この写真では真
っ白に輝いていますが実際は少し灰色がかった色合いのもので、いろいろな表情のものがある
ので仲間が増えればいいのですが・・・。

身近な法律相談会 (第 10 回)

日 時 平成 27 年 5 月 10 日 (日)
13 時 ~ 17 時 (受付終了は 16 時)

会 場 カトリック幟町教会 多目的ホール
広島市中区幟町 4 - 42
教会の駐車場は使用できません。

どなたでもご来場ください。

相談員 弁護士 : 近藤 剛史 税理士 : 碧山 裕二
弁護士 : 秋吉 理絵香 司法書士 : 金崎 文昭
弁護士 : 一久保 直哉 社労士 : 小松 公寛

共催 : 法律相談室 響き / フィリピン人労働者を支援する会

お問合せ先 千瑞穂法律事務所内 弁護士 近藤剛史
電話 082-962-0286
広島市中区鉄砲町 1 番 2 0 号第 3 ウエノヤビル 7 階

本の紹介

マザーテレサ 来て、私の光になりなさい!

ブライアン・コロディエチュック MC 編集と解説 女子パウロ会 2,600 円

マザーテレサに関する本は何冊か読んだ程度ですが、例外なくマザーテレサの活動を賛美し、たたえるものばかりでした。確かにすばらしい活動を始め、「神の愛の宣教者会」を創立し、大きな組織的活動にまで高めた功績は偉大であり、ノーベル平和賞を授与され、カトリック教会の福者に列福され何れは聖者に列聖されるでしょう。イエスに対しても人間としての側面に興味があるようにマザーテレサに対しても同じようにきれいごとの世界でなく人間としての内面がどうだったのかに関心があります。イエスにしても、深い河の主人公にしてもマザーテレサにしても心の中には疎外感を始めとしたドロドロしたものがあつたはず。蓮田に咲くハスの花に座る仏様と同じようにそうしたものを呑みこんだところで活動されておられたのでしょう。組織が大きくなるにしたがって、組織の内外との軋轢も少なくはなかったと思います。この本はこうしたことに対する回答を与えてくれるものではありませんが、どのようなことを心の中に抱きながら活動を継続されてきたのかをマザーテレサの書簡を通してその一端を知ることができます。時代を追ってマザーテレサの書簡とそれに対する霊的指導者である司祭からの書簡を並べ解説が付けられています。これまでの本のように理想化されたロマンあふれる感動的な本とは全く様相が違います。読んで面白いと言われると面白くはないと言わざるを得ません。自分の心の中にある闇の世界をはっきりと認識できるかと問い詰めてくる本と言えるかもしれません。

死を迎えたイエスの「わたしは渇く」(ヨハネ 19-28)との言葉に触発されイエスの渇きをいやすことがマザーテレサの生涯をかけての活動でした。自身の心の中では決して癒されることはなく神から見放されたまま気持ちを抱き続けながら・・・。

言葉

肺結核や癌は重い病ではありません。
さらに重い病は、敬遠されること、愛されない事です。
こういう人びとが苦しむ痛みは、
理解したり見抜いたりするのが非常に困難です。
これは世界中の人びとがすべての家族の中で、
すべての家庭において経験していることだと、私は考えます。
この苦しみは一人ひとりの男性、女性、子どもの中で繰り返されています。
キリストは再びご受難を体験しておられます。
ヴェロニカになりシモンになって彼らを助けるのは、あなたがたであり、わたたくしです。
マザー・テレサ、来てわたしの光となりなさい P 483 ~ P484

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成27年 4月 1日 発行